

障害者活躍推進計画

機関名	宇部・山陽小野田消防局
任命権者	宇部・山陽小野田消防局消防長
計画期間	令和２年９月１日～令和７年８月３１日
宇部・山陽小野田消防局における障害者雇用に関する課題	宇部・山陽小野田消防局は職員定数３１５名の機関であり、構成市から派遣職員を除き、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第３８条に規定する除外職員（以下「除外職員」という。）である消防吏員で構成され、障害者の募集・採用は行っていない。 現在、在職中の疾病により、中途障害者（在職中に疾病、事項等により障害者となった者をいう。）となった職員が若干在籍しているが、個別対応により業務上不都合等も生じていないことから組織的な体制整備は特段行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	○消防吏員は除外職員であるため目標設定なし。
② 定着に関する目標	○中途障害者の不本意な離職を生じさせない。
取組内容	
１ 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○中途障害者である職員の相談窓口を総務課に設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、すみやかに選任する。当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、山口労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２ 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、構成市及び山口労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○中途障害者となった職員については、相談窓口への相談のほか、人事評価制度の面談等、個別面談において必要な配慮等の有無を把握するとともに、その対応について検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、中途障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
４ その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

